

令和4年度（2022年度）

事業計画

社会福祉法人 希望の家

1. 社会福祉を取り巻く情勢

2020年（令和元年）3月に、私たちを突然襲ってきたコロナ禍は、現在までに何度かの大きな波のような感染の爆発を繰り返して、現在、未だその収束が見通せない状況が続いています。

この新型コロナウイルス感染拡大は、雇用の形態の変容等で経済的な基盤が不安定な世帯、子育て・介護を必要とする世帯、外国人の生活等を直撃し、生活困窮と社会的孤立を深刻化させるとともに、社会の分断が顕著となりました。

さらに、感染症の拡大防止への対策は、人々の交流やふれあいを制限することになり、住民活動や地域活動にも大きなマイナスの影響を与えています。

また、福祉従事者はエッセンシャルワーカーとして社会的に不可欠となる重要な職種であるとして社会的に再認識されましたが、一方でその労働条件面の処遇改善が課題と指摘され、今年度、国は介護職の処遇の改善に本格的に取り組むこととされています。

私たちが直面している少子高齢社会、人口減少時代において、社会的孤立や貧困・格差が拡大するとともに、地域や家庭、職場における人と人との支え合いの基盤が脆弱になっていることから、国は従来の社会保障制度の枠組みを超え、支援の支え手と受け手という関係を越えた多様な主体の参画と協働による「地域共生社会」の実現を目指しています。

この「地域共生社会」の実現のためには、多様な主体の参画と、人と人、人と資源が世代や分野を超えて繋がる必要があります。

2021年4月から、市町村においてこの「地域共生社会」という概念に基づいて「重層的支援体制整備事業」の取り組みが開始されました。

この事業は、市町村の既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、①断らない相談、②参加支援（個々の人とのつながりづくり）③地域づくりの3つの支援を一体的に行う事業を創設しようというものです。

具体的には、市町村において新たな相談窓口をつくるものでなく、既存機関の上記の3つの支援事業を包括的・一体的に行い、これまでの制度・分野ごとに行われてきた「相談支援」や「地域づくり」等の費用の融通、融合などの連携をすることにより、既存の福祉という枠にとらわれない新しい事業を市町村の実状に応じて構築・実践できる仕組みを作ることを目的としており、社会福祉法人もその一翼を担う役割が求められています。

2. 令和4年度重点事業

令和3年4月に策定した「第1期中長期計画」は、令和3年（2021）年度を始期とするむこう5年間の社会福祉法人希望の家の取り組みの羅針盤として、全職員が一丸となって計画いたしました。

令和4（2021）年度は、その計画の2年目にあたることから計画達成に向けて、各項目の取り組みを今後、更に推進してまいります。

一方、今年度も引き続きコロナ禍での本法人の各事業には様々な影響が予想されますが、事業への支障を最小限に抑え各事業の充実に努めてまいります。

このような状況のなか、希望の家においては令和4年度は、「第1期中長期計画」に掲げる事業方針の中から、次の2項目を今年度の法人の重点事業として事業展開を図ります。

I. 法人組織のガバナンス強化をめざす

社会福祉法改正（平成28年3月31日成立）では、高い公益性と非営利性を備える社会福祉法人に対し、他の経営主体とのイコールフットィングの観点から、経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性、財務規律の強化、公益的な取組を実践する責務が義務付けられたところです。

このことにより、本法人も組織統治体制として理事会、評議員会のそれぞれの役割と権限、責任を明確にし、外部の意見を組織運営に反映させていく開かれた組織運営、法令順守や不祥事の防止に加え、設置する12事業所に置いている職群による職員の役職を新たに刷新することとし、担当業務の明確化と職務遂行意識とモチベーション向上、指導力の強化を図り、人事異動を法人の有効かつ重要な手段とし積極的に実施し、透明・公正な意思決定が行える組織づくりを旨とします。

昨年策定した「第1期中長期計画」においても、「ガバナンス」を経営戦略として常に意識し、その強化を法人経営部門の第一に明記いたしました。

また職員についてもコンプライアンス（法令順守）の観点から、年間を通じ30超の科目カリキュラムで実施する新人職員研修や中堅職員対象研修、重度障害者の支援に向けた客痰吸引研修、虐待防止研修など職員の在職期間や職階に応じたきめ細かな研修を継続して実施いたします。

II. 地域で信頼される社会福祉法人をめざす

希望の家は、昭和36年の設立以来施設や事業所の利用者へのサービスを提供するだけでなく、地域の福祉拠点として法人・施設の持つ専門性を活かして地域貢献活動に取り組んでまいりました。

希望の家では、令和4(2021)年度に地域共生社会の実現に向けて「地域福祉連携拠点創成プロジェクト」計画いたしました。

このプロジェクト計画では、中長期計画に掲げる事項の総合的・横断的な達成に向け、逆瀬川地区に所在する障害者相談支援事業所「コミセン希望」、発達障害者支援センター「クローバー宝塚ブランチ」、児童発達支援事業「きぼうっこアピア」、放課後等デイサービスセンター「きぼうっこ逆瀬川」、障害者就労継続支援B型事業「JCC希望」そして地域活動支援センター「ひなた(陽)」の6つの事業所を集約して、阪急逆瀬川駅から徒歩4分の通称「市役所通り」に面した場所に統合複合化整備するというものです。

そしてその新築して再編するその建物には、「コミセン希望」を核として専任のコミュニティワーカーを配置し、「なんでも、誰でも、相談・支援」が可能となる地域福祉の拠点の役割を担う「希望の家コミュニティプラザ」を設置しようというものです。

この新しく再編する計画が地域に根付き信頼される拠点としてのコミュニティの場であり続けることを目指すものです。

一方、福祉サービスを利用するために必要な指定計画相談支援の現場での、“待たせない”相談支援の実施に向けて、令和4年度から障害者相談支援事業所「コミセン希望」のサテライトとして、障害者支援施設「希望の家ワークセンター」内に特定相談事業所「プラン希望」を設置し、計画相談支援事業の窓口を拡大することにより地域における障害者福祉の推進を一層図ることといたします。

さらに「8050問題」などによる、地域の重度障害者の緊急時の支援に応えるための「緊急時短期入所制度」の充実に努めるとともに、施設入所を余儀なくされた重度障害者にも、可能な限りの対応を行い、地域でより信頼される社会福祉法人を目指します。

Ⅲ. 各施設・事業所の事業計画について

令和4年度の各施設・事業所の事業計画については、「第1期中長期計画の骨子」以降のページに記載しています。